

学校法人津曲学園 求職者等に対するセクシュアルハラスメント
防止に関する基本方針

本学園は、学校法人津曲学園ハラスメントに関する規程（以下「ハラスメント規程」という。）に基づき、職員及び学生等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就労、就学、教育又は研究を健全で快適な環境の下に遂行できるように取り組んでいます。この度、男女雇用機会均等法が改正され、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務づけられたことに基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針（以下「本方針」という。）を定め、公表します。

本方針は、本学園が行うすべての教職員採用募集に対して、求職者等が安心して求職活動等を行える環境を守ることを目的としています。

1. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

- （1）本学園と雇用関係にある教職員等（非正規雇用者、派遣労働者含む）による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じるものを求職者等に対するセクシュアルハラスメントと定義します。

なお、同性に対するものや被害を受けた者の性的指向またはジェンダーアイデンティティ（性自認）にかかわらず、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、本方針の対象とします。

- （2）求職者等とは、本学園が行うすべての教職員採用募集（非常勤講師、臨時・パート職員等含む。）の求人に応募する者、及び本学園の設置校において教育実習等の実習を受ける者を指します。

- （3）求職活動等とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、以下のものが含まれます。

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（求職活動等の例）

- ・ 本学園の採用面接や就職説明会への参加
- ・ 本学園の雇用する教職員への訪問、インターンシップへの参加
- ・ 本学園の設置校における教育実習等の実習の受講

- （4）性的な言動とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること等が、それぞれ含まれます。

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

(1) 性的な内容の発言の例

- ・ 面接中、面接官を務める教職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下すること。
- ・ 設置校における実習等において、教職員等が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じて実習等の期間中の活動が手につかないこと。

(2) 性的な行動の例

- ・ 少人数の説明会において、教職員が求職者等の腰や胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下すること。
- ・ 設置校における実習等において、教職員等が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその実習等の期間中の活動の意欲が低下すること。

3. 対応方針

- ・ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに類する行為、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに類する行為は、いかなる理由があっても許されません。
- ・ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに類するハラスメント等を行った者は、ハラスメント規程及び関連規程等に基づき厳正に対処します。
- ・ 求職活動等に関するルールについては、次の原則を踏まえて教職員の採用募集ごとに定めます。
 - ① 面談時間は本学園の勤務時間内とし、面談場所は本学園の施設内またはオンラインで行うことを原則とする。
 - ② 面談は複数名の教職員で対応することを原則とする。
 - ③ 求職者等と連絡をとる場合は、本学園のメール等を使用するものとし、教職員個人のメールや SNS 等を使用しないことを原則とする。
- ・ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに類するハラスメント等に関する相談についても、ハラスメント規程に基づき設置している相談窓口で対応することとし、相談者のプライバシー保護のため必要な措置を講じます。
- ・ 求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に取扱うことはせず、また、教職員が事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行うことはありません。
- ・ 発生したセクシュアルハラスメント等の事案については、事実関係を確認し、再発防止に向けた措置を講じます。

4. 求職者等の皆さまへ

本方針は、求職者の皆さまが安心して求職活動等を行える環境を守ることを目的としております。不安に感じるなどがありましたら、相談窓口までご相談ください。

5. 基本方針の適用

本方針は、令和8年10月1日から適用します。

以上